

身体障害者手帳を申請される方へ

① 身体障害者手帳とは

国が定めた法律に基づき、身体に障害のある方に対して、都道府県知事が交付します。手帳の交付を受けた方は、等級に応じて福祉サービスを利用することができます。

② 申請場所：朝霞市役所障害福祉課

③ 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳交付等書申請（届）書
- 身体障害者診断書・意見書（指定医が作成したものに限ります）

★指定医とは★

身体障害者手帳の申請に必要な診断書を作成できる、身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、都道府県知事（政令市市長・中核市市長）が指定した医師のことです。主治医が指定を受けているかについては、診断書を作成する前に病院又は病院のある市区町村にお問い合わせください。

- 個人番号確認および身元確認ができる書類

身体障害者手帳を申請する本人が申請手続きをする場合 (個人番号確認および身元確認が必要です。)	
個人番号の確認	身元確認（有効期限内のものに限ります）
個人番号カード（マイナンバーカード）※個人番号確認と身元確認のどちらも確認できます。	
(1)通知カード (2)個人番号が記載された 住民票の写し/住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●次のうち1点（顔写真付きの証明書） 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/各種障害者手帳/在留カード/特別永住者証明書など ●次のうち2点（顔写真のない証明書） 被保険者証（公的医療保険）/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/自立支援医療受給者証/重度心身障害者医療費受給者証/生活保護受給者証/障害福祉サービス受給者証など

代理人が申請する場合（個人番号確認および身元確認の他、代理権の確認が必要です）		
代理権の確認	代理人の身元確認 (有効期限内のものに限ります)	身体障害者手帳を申請する本人の個人番号の確認
<ul style="list-style-type: none"> ●法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ●任意代理人 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・本人の本人確認資料等 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/各種障害者手帳/在留カード/特別永住者証明書など	※(1)(2)ともに代理人のものに限ります。 (1)次のうち1点（顔写真付きの証明書） 個人番号カード（マイナンバーカード）/運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/各種障害者手帳/在留カード/特別永住者証明書など (2)次のうち2点（顔写真のない証明書） 被保険者証（公的医療保険）/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/自立支援医療受給者証/重度心身障害者医療費受給者証/生活保護受給者証/障害福祉サービス受給者証など	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の個人番号カード（マイナンバーカード）の原本もしくはその写し ●本人の通知カードの原本もしくはその写し ●本人の個人番号が記載された住民票の写し/住民票記載事項証明書又はその写し

④ 申請から手帳の受取りまで（申請してから約2ヶ月程度かかります。）

朝霞市役所で申請 ⇒ 埼玉県が診断書を基に判定 ⇒ 朝霞市役所で受取り

※申請内容により、判定に要する期間が変わります。

※手帳が完成しましたら、文書にてお知らせいたします。

※申請後・手帳交付後に申請内容に変更があった場合（住所・氏名・障害の程度変更等）、速やかにご連絡ください。

※判定機関：埼玉県総合リハビリテーションセンター

⑤ 申請に当たっての注意事項について

●身体障害者手帳の障害認定は、治療・手術等から一定期間経過後の安定した時期を待ち、障害が固定した後（一部障害を除いて概ね6ヶ月後）に行います。

●障害の固定を判断するため、「身体障害者診断書・意見書」には、原因となる疾病やけが、症状や治療の経過などを、詳細に記載していただく必要があります。障害の内容や程度により障害固定の時期は異なり、また固定したとみなされない場合があります。

●病気と障害は異なります。身体の状態が、今後も続くと見込まれない場合や法で定められた障害に該当しない場合、手帳交付の対象とはなりません。また、交付対象になった場合でも、診断書に記載された等級が手帳の等級とはならないことがあります。

（医師の意見書・診断書は判定の参考資料です）

●診断日から3ヶ月以上経過して申請した場合、診断書としての効力を失います。また、診断書に不備や不明点があり、埼玉県での判定が困難な場合は、診断書を一度ご返却させていただきます。（その場合、手帳交付までお時間がかかります。）

●新規申請の方で手帳交付対象となった場合、診断書料の補助があります。（医療券対応の方は除く）診断書料金をお支払時に発生した領収書は保管しておいてください。

なお、領収書の提出ができない場合は、補助対象とはなりませんので、ご了承ください。

【別紙の診断書・意見書作成の注意事項のご確認もお願いします】

<判定機関>

〒362-8567

埼玉県上尾市西貝塚 148-1

埼玉県総合リハビリテーションセンター

障害認定担当

TEL：048-781-2222（代表）

FAX：048-781-1552

<申請・交付窓口>

〒351-8501

朝霞市本町1-1-1

朝霞市役所 障害福祉課

障害福祉係

TEL：048-463-1598（直通）

FAX：048-463-1025